

お知らせします

消費税率の引き上げに伴い実施されます。

2つの給付金。

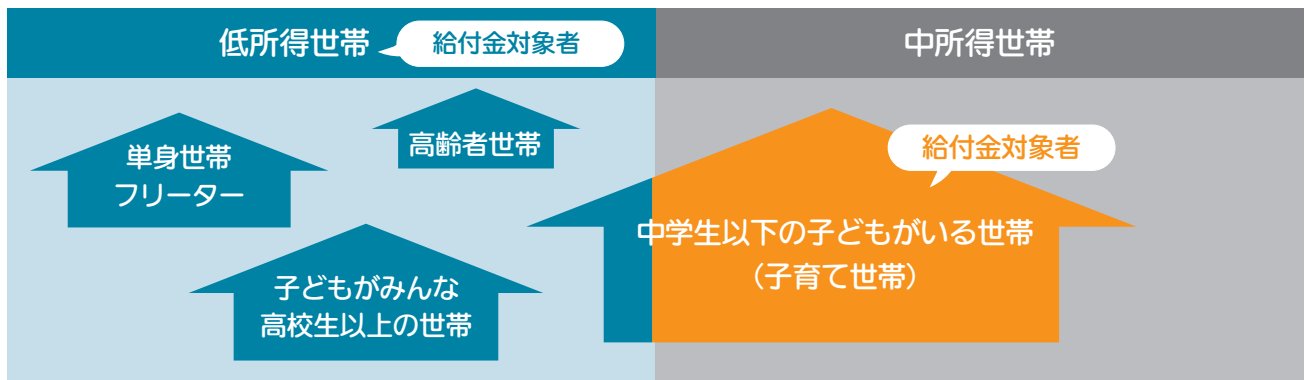


臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。
消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施します。

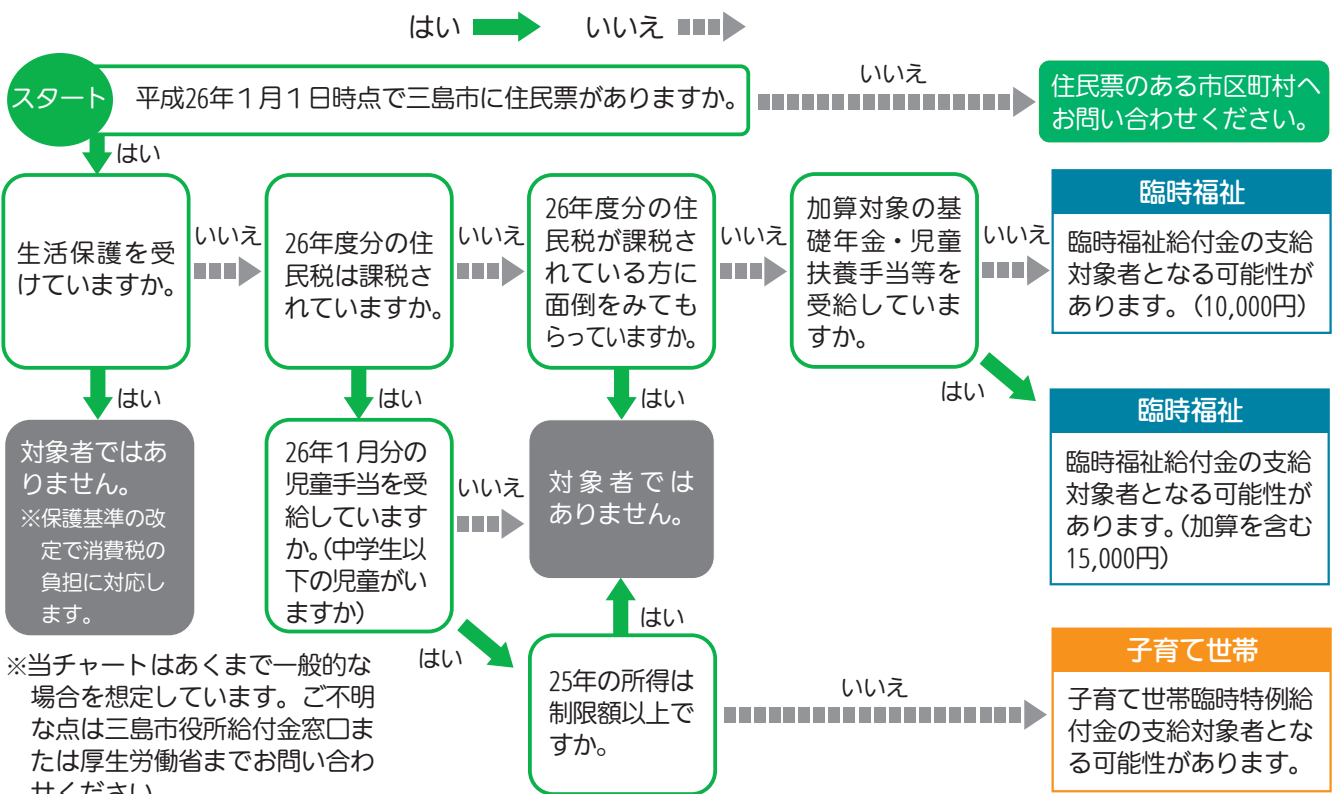
子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。
消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施します。



※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

対象者診断チャート



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は三島市役所給付金窓口または厚生労働省までお問い合わせください。

臨時福祉給付金 支給要件

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、以下の場合は除きます。

▶課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合▶生活保護の受給者である場合など

●支給額 1人につき10,000円、下記の加算対象者は1人につき5,000円を加算

《加算対象者》▶老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者（平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方）▶児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など（平成26年1月分の手当等を受給している方）

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし以下の場合は除く。

▶「臨時福祉給付金」の対象となる児童▶生活保護の受給者となっている児童など

●支給額 対象児童1人につき10,000円

申請方法（郵送または下記の方法で提出してください）

●申請先：三島市役所 中央町別館玄関ロビー

※お車で越しの方は、市営中央駐車場をご利用ください。会場に駐車券をお持ちください。

●申請期間：6月30日(月)～9月30日(火)、午前9時から午後5時まで※6月30日～7月31日は、土・日・祝日も開庁し、午前9時から午後8時まで

●提出書類：申請書（6月下旬に対象となる世帯に郵送します）※公務員の方は証明書と申請書を持参

●市役所以外の集中受付会場：▶北上文化プラザ…7月9日～11日▶中郷文化プラザ…7月16日～18日▶錦田公民館…7月23日～25日※各会場ともに午前9

時から午後4時まで受け付け

●持ち物 ▶本人確認書類…住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

▶指定した口座が確認できる書類…金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳かキャッシュカードの写し※「子育て世帯臨時特例給付金」の申請で、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要

●給付金の受取方法：申請後に審査を行い、1カ月程度で申請書に記載した指定口座に振り込みます。

ご注意

●受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

●申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で三島市に住民票がない人の申請は原則として受け付けられませんのでご注意ください。

●申請期間などは、各市区町村により異なります。三島市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村

に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

●老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。

問い合わせ先

●申請方法に関するお問い合わせ…三島市役所給付金窓口（☎975-3939）午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

●制度に関するお問い合わせ…厚生労働省2つの給付金専用ダイヤル（☎0570-037-192）午前9時～午後6時（土・日・祝日は除く）

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず市役所や三島警察署（☎981-0110）、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。